

令和4年第11回大分市教育委員会会議録

- 1 日時 令和4年11月21日（月） 午後3時03分から午後4時40分まで
- 2 場所 大分市役所議会棟3階 第4委員会室
- 3 出席者 教育長 佐藤 光好
一番委員 岡野 涼子
二番委員 廣津留すみれ
三番委員 古城 一
四番委員 上杉 美穂子
五番委員 古城 和敬
- *一番委員、二番委員は、インターネットを利用した方法による出席

4 出席事務局職員

教育部長	末松 広之
教育部教育監	野田 秀一
審議監兼文化財課長	坪根 伸也
教育部次長	村上 雄二
教育部次長兼教育総務課長	高田 隆秀
教育部次長兼学校施設課長	佐藤 祐一
教育部次長兼体育保健課長	清水 篤
学校教育課長	江隈 英明
人権・同和教育課長	高橋 秀徳
社会教育課長	足立 美乃里
大分市教育センター所長	小池 桂子
美術振興課長	水田 美幸

5 書記

教育総務課参事補	黒木 眞由美	教育総務課参事補	三嶋 みどり
教育総務課指導主事	小田部 晶子	教育総務課主査	園田 哲也

6 傍聴人 0名

7 議題

(1) 議案

- (教議第66号) 令和4年度12月補正予算について
- (教議第67号) 大分市立学校職員の分限に関する条例等の一部改正について
- (教議第68号) 大分市立学校体育館等使用料条例の一部改正について
- (教議第69号) 公の施設に係る指定管理者の指定について
- (教議第70号) 大分市美術館条例の一部改正について

(教報議第13号) 令和5年度当初予算要求について

(教議第71号) 令和5年3月末教職員定期人事異動方針について

(教議第72号) 大分市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について

(教議第73号) 市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する協議について

(教議第74号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について

(2) 報告事項

①令和5年度大分市立幼稚園入園願書提出状況について

②大分市立小学校、中学校及び義務教育学校における学校徴収金について

③大分市関崎海星館のネーミングライツ・パートナーの募集について

④新たな知の拠点整備概要(素案)について

8 会議の概要

教育長

ただいまより、令和4年第11回大分市教育委員会を開会いたします。
(午後3時03分 開会)

教育長

本日は、岡野委員、廣津留委員が現時点で出席しておりませんが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、構成員の過半数が出席しているので会議は成立していることを宣告いたします。

また、岡野委員、廣津留委員につきましては、本日途中からとなりますが、大分市教育委員会会議規則第2条の2第1項の規定により、インターネットを利用した方法による会議の参加を認めています。

教育長

それでは、会議に先立ち署名委員を四番委員、五番委員にお願いします。

教育長

それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第66号「令和4年度12月補正予算について」から教報議第13号「令和5年度当初予算要求について」につきましては、本委員会の意思形成過程の段階にある案件であり、現時点で外部に公表しますと誤解を招く恐れがあることから、審議を秘密会とすることを発議いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員

(挙手)

教育長

全委員賛成と認め、教議第66号から教報議第13号までの6議案

の議案審議は秘密会とします。

教育長

それでは、教議第66号「令和4年度12月補正予算について」を議題といたします。

次長兼

議案説明の前に議案書をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。

教育総務課長

教育長

どうぞ。

次長兼

教議第66号「令和4年度12月補正予算について」ご説明申し上げます。

教育総務課長

10款教育費につきまして、補正前の額は、218億8,138万1千円でございますが、今回の補正額は、2億6,727万5千円の増で、補正後の額は、221億4,865万6千円でございます。

このうち、教育委員会所管分の補正額につきましては、右側の表のとおり、2億6,344万7千円の増で、補正後の額は、201億7,176万7千円でございます。

はじめに、人件費の調整に係る補正予算の概要についてご説明させていただきます。

令和4年度の当初予算編成時においては、その年の退職者の後任には大卒初任者の基準額で算定することや退職手当については定年退職者数のみで算定するなど、例年どおり、一定の方針に従い計上しておりましたが、人事異動やその後の職員の早期退職希望等により、給与の変更が生じたことから、その変更分をこの12月において補正を行おうとするものであり、1億3,044万7千円の増額でございます。

なお、予算編成上、人件費は主な事業ごとに計上するものであり、実際にはそれぞれの事業ごとに各人件費の変更分を補正しております。内容につきましては、教育委員会全体をまとめた形でお示ししております。

次に、2項小学校費及び3項中学校費につきましては、電気・ガス代の価格高騰に伴い、市立小中学校の光熱水費が不足することから関係経費を追加計上するものでございます。

1 1 款災害復旧費につきまして、教育委員会所管分の補正額は、右側の表のとおり、4, 9 0 0 万円の増で、補正後の額は、8, 3 0 0 万円でございます。

令和4年8月7日の落雷により、のつはる少年自然の家の非常用発電設備の基盤が損傷し、利用者の受入に影響が出ないよう、現在、仮設発電機を設置しておりますが、設備の更新が必要なことから復旧工事を行うための経費を計上するものでございます。また、令和4年9月の台風14号により被災した文化財施設の復旧工事を行うための経費を計上するものでございます。なお、のつはる少年自然の家の非常用発電設備の更新については、年度内に工事を完了させることができないことから、資料下に掲載のとおり繰越明許費の設定を行うこととしております。

次に、債務負担行為の追加分についてご説明いたします。

「関崎海星館管理業務委託料」につきましては、施設改修完了に伴い、指定管理者制度を導入するため、令和4年度から令和9年度までの間、1億8, 6 0 0 万円の債務負担行為の設定をするものでございます。

「大分市美術館特別展開催負担金」につきましては、大分市美術館特別展の会期の都合上、令和4年度中に覚書を締結のうえ、実行委員会を組織する必要があることから、令和4年度から5年度までの間、3 0 0 万円の債務負担行為を設定するものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、第4回市議会定例会にて、審議・決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長
全委員
教育長

ご質問などありませんか。

(なしとの声)

それでは採決いたします。教議第66号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第67号「大分市立学校職員の分限に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼

教議第67号「大分市立学校職員の分限に関する条例等の一部改正について」ご説明申し上げます。

教育総務課長

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢が引上げとなることから、関係条例について所要の改正をしようとするものでございます。

最初に、定年年齢の引上げの趣旨としましては、昨今、若年労働力人口が減少していく中で、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の活用が不可欠となっていることから、定年年齢の引上げにより、高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代に継承するとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図ろうとするものでございます。

次に、制度改正の概要について説明いたします。

まず、「定年年齢の段階的引上げ」についてですが、今回の制度改正により、定年年齢は、現行の60歳から65歳となりますが、引上げについては令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げることとなります。具体的には、段階的な引上げにより、昭和42年度生まれの職員から定年年齢が65歳となります。

次に、「管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入」についてですが、組織の活力維持を図ることを目的に、管理職手当の支給を受けている管理監督職の職員について、管理監督職勤務上限年齢である60歳到達年度の翌年度（4月1日）に、非管理監督職である課長補佐級への降任を行うことといたします。

ただし、職務遂行上の事情等があり、公務の運営に著しい支障が生ずる場合は、もともと就いていた管理監督職に最長3年まで引き続き留任させることができるものといたします。

次に、「定年前再任用短時間勤務制の導入」についてですが、60

歳以後に退職した職員について、多様な働き方に対応するため、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができることといたします。

次に、「給与に関する措置」についてですが、国家公務員と同様に、60歳到達以後の最初の4月1日の給料月額の7割水準に設定いたします。

なお、役職定年制の適用を受ける職員については、後任前の給料月額の7割水準を維持することといたします。

また、退職手当につきましても、60歳で定年退職する場合と比べて、不利とならないように算定することといたします。

次に、「情報提供・意思確認制度の新設」についてですが、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用等に関する情報提供を行った上で、勤務の意思を確認することといたします。

次に、「暫定再任用制度」についてですが、定年の段階的な引上げを行う期間において、65歳到達年度までの継続的な勤務を可能とするため、経過措置として、現行と同様の再任用制度を設けることといたします。例えば、昭和40年度生まれの職員が63歳で退職した後、引き続き暫定再任用職員として65歳まで勤務することが可能となっております。

最後に、「施行期日」は、令和5年4月1日からといたしております。ただし、情報提供・意思確認制度に係る部分については、公布の日から施行することとしております。

以上が制度改正の概要の説明となりますが、当該制度改正に伴い、主に給与に係る規定の整理が必要となることから、関係する4条例について所要の改正をしようとするものであり、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和4年第4回市議会定例会にて、審議・決定をいたどころとするものでございます。

以上でございます。

教育長
委員

ご質問などありませんか。

国家公務員と同様の改正ということよろしいでしょうか。

次長兼
教育総務課長
委員
国家公務員に準じて地方公務員が定められますので同様でございます。

管理監督職については、公務の運営に著しい支障が生ずる場合においては、もともと就いていた管理監督職に最長三年まで留任させることができると思いますが、この場合の給与は据え置きという認識でよろしいでしょうか。

次長兼
教育総務課長
留任させた場合の給与は据え置きでございます。

教育長
今年度の退職者までは60歳ですが、令和5年度の退職者から61歳となり、2年に1歳ずつ退職年齢が引き上げられます。

教育長
他に何かございませんか。

全委員
(なしとの声)

教育長
それでは採決いたします。教議第67号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員
(異議なしとの声)

教育長
ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長
それでは次に、教議第68号「大分市立学校体育館等使用料条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼
学校施設課長
教議第68号「大分市立学校体育館等使用料条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、令和5年1月から供用開始を予定している金池小学校の体育館に空調を設置することから、社会教育団体等が使用する際の使用料の額を定める必要が生じたため、大分市立学校体育館等使用料条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、1時間につき500円とする体育館の空調設備使用料を定めるものでございます。加えて、当該使用料の納付に当たっては、コインタイマー式を導入することから、所要の改正を行おうとするものであり、令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和4年第4回市議会定例会での審議・決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第68号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第69号「公の施設に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

社会教育課長

教議第69号「公の施設に係る指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

本案は、平成23年度から指定管理者制度を導入しており、長寿命化のための改修工事につき、本年5月より休館中である関崎海星館について、リニューアルオープン後においても指定管理者制度を継続するため、次期指定管理者を指定しようとするものでございます。

次期指定管理者の選定については、公平かつ適正な事業者選定を行うため、公募により選定することといたしました。

去る10月31日に指定管理予定者選定等委員会を開催した結果、申請のあった、「大分エージェンシー株式会社」について、採点結果が6割以上であり、選定条件を満たしていることから、指定管理予定者として選定したところであり、当該団体を指定管理者に指定しようとするものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定のうえは、令和4年第4回市議会定例会における審議・決定を経て、基本協定を締結する予定でございます。

以上でございます。

教育総務課長

教育長

ここで休憩といたします。

(休憩)

教育長

それでは教議第71号「令和5年3月末教職員定期人事異動方針について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校教育課長

教議第71号「令和5年3月末教職員定期人事異動方針について」ご説明申し上げます。

本案は、令和5年3月末に実施いたします市立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の教職員の定期人事異動につきまして、その方針についてご決定をいただこうとするものでございます。

県内公立学校の教職員の異動につきましては、大分県教育委員会が令和4年10月18日に新たに決定した「令和5年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針」に沿って執り行われますが、本市においては、その県の方針を基本とし、本市教育の充実発展に資するよう、独自に方針を定めております。

「1 一般方針」につきましては、(1)の広域人事の推進と本市の実態に立った適材適所の配置、(2)の児童生徒数の推移を踏まえた人事異動の推進、(4)の年齢・性別・免許・特技等を考慮した教職員構成の適正化などを主眼に置いております。

「2 任用」につきましては、(1)、(2)の、校長及び副校長・教頭の任用では、教育的識見、管理運営の能力等を勘案し、採用選考により適任と認められ、採用資格保有者名簿に登載された者の中から採用いたします。

(3)の学校支援センター所長につきましては、勤務成績良好な者を試験によらない選考により採用を行うこととなっています。

(4)の主幹教諭につきましては、昨年度から選考試験が廃止され、教頭採用資格保有者選考試験の第1次試験合格者から教頭に任用されない者を採用することとなっています。

(5)の指導教諭につきましては、市教委の推薦に基づき、能力評

価等を踏まえて選考し、採用を行うこととなっています。

(6)の教職員につきましては、採用予定者名簿に登載された者から採用することになっております。

なお、本年度も引き続き再任用校長の選考試験が実施されます。受験資格は現に校長の職にあり、令和5年3月31日を以て定年により退職する者となっております。任用につきましては1年更新であり、最大2年間でございます。令和4年度は、本市におきまして小学校2名、中学校3名の再任用校長が勤務しております。

「3 転任」につきましては、「令和4年度大分県市町村立学校教職員定期人事異動実施要綱」に沿って策定した、大分市「令和5年3月末教職員定期人事異動取扱要領」に基づいて行いたいと考えております。

教職員の人事異動におきましては、「1 具体的方針」(5)の、同一学校に3年以上在職した教職員を異動対象とし、特に同一学校に6年以上在職する者は原則異動を行うものとします。

また、(6)では、新採用からおおむね10年以内に3つ以上の人事地域を勤務するものとしており、1つまたは2つの人事地域しか勤務していない者は、人事地域間での異動対象とします。

各人事地域における勤務年数は1地域目におきましては3年、2地域目以降につきましては原則4年としております。

異動先の人事地域については、中段の枠内に示しているとおり、1の中津市から14の玖珠町・九重町までの14の「人事地域」及び、Aの「離島にある学校」からIの「採用校種と異なる校種の学校」までの9つの「学校等」を人事地域としてみなすものとしております。

同じく(7)の、本市において12年在職した教職員も、人事地域間での異動対象者となりますことから、過欠員の状況、各学校における経営への影響などを勘案しながら、他の市町村との人事交流に対応してまいりたいと考えております。

市内の異動につきましては、市内を5つの地区に分割して全市的な広域異動を行うことにより、各校の教職員構成の適正化に努めてまい

りたいと考えております。

では、異動方針に戻ります。

5の幼稚園教職員の異動につきまして、関係する実務は、子どもすこやか部が担当しておりますが、採用、昇任、退職などの発令は教育委員会の決定をいただくこととなりますので、この教職員定期人事異動方針に準じた取扱いとしたいと考えております。

幼保連携型認定こども園「大分市立のつはる認定こども園」及び「大分市立佐さかのせき認定こども園」に加え、来年4月から「大分市立かないけ認定こども園」が設置され、幼稚園教諭の異動対象園となっております。

学校主事や給食調理員などの市費職員につきましては、在籍年数を基本に業務状況や退職までのバランス、自己申告書等を考慮して行いたいと考えております。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

委員

資料内の「人事地域」に記載されている14地域からランダムに異動先が決定されるということによろしいのでしょうか。

学校教育課長

教職員は、14地域のうち現在勤務している地域以外の中から第3希望までを選択し、異動先の候補といたしますが、併せて、「学校等」にあるAからEのうち該当する項目がある場合は、『「人事地域」の1つの地域に異動した』としてカウントする制度となっております。

委員

人事異動が公表されてから、新学期が始まるまでの期間が短い上、現住所からかなり離れた地域に異動する場合は、教職員の負担が大きいいという話を聞いたことがあるのですが、その辺りについてこれまで検討されたことはあるのでしょうか。

学校教育課長

以前は内示が3月末であり、そこで初めて異動を知った教職員が住居等の準備を始めるのでは負担が大きいいということもございましたが、県教委と協議する中で、現在は、これまでより1週間早く内示し、異動に係る負担等を軽減しているところでございます。

教育長 他にご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第71号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第72号「大分市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校教育課長 教議第72号「大分市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、住居表示の実施に伴い、小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域の改正を行おうとするものでございます。

改正の具体的な内容は、住居表示の実施により、大分市大字下判田、大字松岡の一部区域の名称が「京が丘南四丁目」に、大字杉原の一部区域の名称が「梅が丘一丁目～三丁目」に、大字国分の一部区域の名称が「国分台」に変更されることから、当該住所を含む通学区域の規定を改正し、住居表示の告示日である令和5年1月7日より施行しようとするものでございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第72号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第73号「市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する協議について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼
教育総務課長

教議第73号「市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する協議について」ご説明申し上げます。

本案は、金池小学校施設整備PFI事業契約のうち、金池校区児童育成クラブ及びかないけ認定こども園の維持管理業務に関する事務並びにかないけ認定こども園における防犯カメラの設置に関する事務を教育委員会の事務局職員等に補助執行させることについて、地方自治法の規定により、市長と協議するものでございます。

金池小学校の施設整備につきましては、今月末で工事が完了し、令和5年1月に金池小学校、金池校区児童育成クラブ、金池幼稚園を供用開始する予定であり、その後、金池幼稚園については4月に廃止し、かないけ認定こども園を設置することとしておりますが、金池校区児童育成クラブ及びかないけ認定こども園の維持管理に関する事務は、金池小学校と一括して行うとともに、補助執行により行っている市立幼稚園の防犯カメラの設置に関する事務にかないけ認定こども園を加えることが、事務効率上の観点から適切であると考えられます。

以上のことにつきまして、市長からの協議に同意いたしたく、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、同意書を送付しようとするものでございます。

以上でございます。

教育長
全委員
教育長

ご質問などありませんか。

(なしとの声)

それでは採決いたします。教議第73号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員
教育長
教育長

(異議なしとの声)

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第74号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

社会教育課長

教議第74号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」ご説明申し上げます。

本案は、明治明野公民館の運営審議会委員の任期が11月末で満了となりますことから、次期運営審議会委員を委嘱及び任命いたしたく、ご決定をいただこうとするものでございます。

なお、委員の任期は、令和6年11月30日までとなっております。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第74号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、報告事項の説明をお願いします。

次長兼

教育総務課長

報告事項1点目「令和5年度大分市立幼稚園入園願書提出状況について」ご報告申し上げます。

令和5年度の市立幼稚園の園児募集につきまして、11月1日から15日までの間に各幼稚園で受付を行った結果、合計152名の方から入園願書の提出がありましたので、各幼稚園の提出状況を踏まえ、来年度の休園措置についてご説明いたします。

平成30年7月に策定した「大分市立幼稚園及び保育所の在りの方針」の中で定められた「休園・統廃合基準」では、園児募集終了時点で4名以下の幼稚園が休園対象となっており、令和5年度は、5歳児が2名の豊府幼稚園、2名の別保幼稚園及び1名の戸次幼稚園が休園となります。

豊府幼稚園と戸次幼稚園につきましては、今年度に引き続いての休園となります。

この、休園対象幼稚園の願書提出者5名の方につきましては、早々に面談を行い、基準園児数以下であることを説明した上で、他の幼児教育・保育施設への就園相談を丁寧に行ってまいります。

なお、「大分市立幼稚園及び保育所の在りの方針」の例外規定に

より、大南地区の戸次幼稚園及び南大分地区の豊府幼稚園は、地区公民館区域内に市立幼稚園が1園のみとなるため、同地区に市立認定こども園が設置されるまでの間は、園児募集を続ける予定です。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

学校教育課長

報告事項2点目「大分市立小学校、中学校及び義務教育学校における学校徴収金について」ご報告申し上げます。

学校徴収金につきましては、令和3年2月の本委員会におきまして、「学校給食費公会計化等学校徴収金管理事業について」ご報告した際、教材・教具の購入費等の諸費について令和4年度から一部の試行校でのシステム運用を予定している旨、お伝えいたしました。今回は、令和5年度からの全校による実施につきまして、ご報告させていただきます。

学校徴収金は、学校における教育活動費の中で、直接的利益が児童生徒に還元されるものについて、受益者負担の考え方により、必要な実費を学校が保護者から集金し管理する経費であります。これらの経費は、主に集金袋により現金を集めていましたが、原則口座振替により集めることとし、現在15校で先行実施しております。なお、先行実施校における運用上の課題の改善を図った上で、令和5年度から全校による実施としております。

口座振替の開始により、保護者が現金を準備する負担の軽減が図られるとともに、児童生徒が学校へ現金を持参することによる紛失等の不安が解消されると考えております。また、試行校からは、「提出状況を確認する時間がなくなった」「袋の中の金額を1つ1つ確認しなくてよくなった」などの声が寄せられており、学校における徴収事務の効率化が図られ、学校の働き方改革の推進にもつながります。

学校徴収金の支払方法につきましては、ゆうちょ銀行での口座振替を基本としており、手数料10円を大分市立学校徴収金管理団体が負担することから、保護者による手数料負担がございません。なお、コ

コンビニエンスストアでの納付書による支払を選択した場合は、手数料148円のうち10円を大分市立学校徴収金管理団体が負担することから、差し引いた138円を保護者が負担することになります。

大分市立学校徴収金管理団体につきましては、大分市立小中学校校長を会員とする、学校徴収金の円滑な管理・運営に寄与することを目的とする任意団体でございます。事務局を大分市教育委員会学校教育課に置き、口座振替データの作成・提出など、学校が行う一部業務を集約し担うことで、各学校の業務負担の軽減を図っております。また、市が管理団体に交付する補助金による口座振替の手数料に係る保護者の金銭的負担の軽減や、市内の学校間の転学時や中学校への進学時に係る事務的負担の軽減を図っております。

現在、各学校においては、来年度の口座振替の開始に向け、保護者から提出された学校徴収金支払等申込書の点検や取りまとめを行っており、今後は、学校の口座の開設等を行う予定でございます。

引き続き、令和5年度の全校による実施を円滑に行うため、準備を進めてまいります。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

社会教育課長

報告事項3点目「大分市関崎海星館のネーミングライツ・パートナーの募集について」ご報告申し上げます。

ネーミングライツ導入の目的につきましては、施設のさらなる魅力向上を図るとともに、市有財産の有効活用による自主財源の確保としており、市、ネーミングライツ・パートナー、市民それぞれにメリットとなる取組と考えております。

募集の概要につきましては、現時点では案でございますが、関崎海星館のリニューアルオープンを令和5年7月に予定しておりますことから、契約期間を令和5年7月1日から指定管理期間の終了する令和10年3月31日までと考えております。

最低制限金額は、本市のネーミングライツ導入施設及び他都市における類似施設の事例を参考に平均的な金額である年間100万円を予定しております。

通称の条件は、親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージ等、市民の理解が得られるものにしたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

なお、ネーミングライツ・パートナーの募集に係る事務を執行するに当たっては、地方自治法第180条の2に基づく補助執行協議を行う予定であり、令和4年12月の本委員会に議案を上程することとしております。

また、優先交渉権者の選定にあたりましては、学識経験者および市職員を委員とする選定等委員会にて申請書類やプレゼンテーションに基づき、提案金額、経営状況等を総合的に判断し選定いたします。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

委員

施設によってネーミングライツ募集の有無があるようですが、何か基準があるのでしょうか。

社会教育課長

「大分市ネーミングライツ事業に関するガイドライン」によると、対象となる施設は、スポーツ施設、文化施設、公園など不特定多数の市民が利用する公共施設とされ、市役所などの庁舎、学校、幼稚園、保育所等施設の性格上ネーミングライツの導入が適当でないとは判断するものは対象外とされております。

関崎海星館への導入につきましては、自主財源の確保はもとより、ネーミングライツ・パートナーとともにさらなる魅力の向上や発信効果への期待等を踏まえ、判断したところでございます。

委員

アートプラザは対象となるのでしょうか。

美術振興課長

アートプラザにつきましては、今年度、新たな知の拠点として整備概要を策定し、機能や事業展開を明確化しようとしているところであり、名称につきましても公募にするかどうかなども含めて検討しているところでございます。

教育長 関崎海星館にネーミングライツを導入するのは、今回が初めてなの
でしょうか。

社会教育課長 今回が初めてでございます。

教育長 他にネーミングライツを導入している社会教育施設はありますか。

社会教育課長 ございません。

教育長 他にご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

美術振興課長 報告事項4点目「新たな知の拠点整備概要（素案）について」ご報
告申し上げます。

本年8月の本委員会において、今年度、新たな知の拠点整備概要に
ついて検討することをご説明しておりますが、その後、庁内の意見調
整、学識経験者からの意見聴取を経て、11月7日に開催しました新
たな知の拠点整備概要策定検討委員会での協議を踏まえ、「新たな知
の拠点整備概要（素案）」を作成いたしましたのでご報告申し上げま
す。

令和3年3月に策定いたしました「アートプラザのあり方及び周辺
エリア整備基本構想」で定められた7項目の整備方針のうち、今回の
新たな知の拠点整備概要で検討する色を付けた4つの項目でございま
すが、四角の枠にありますように「磯崎新氏関係資料等の収集・調
査・研究・公開」、「幅広い世代の市民や研究者等が集う学びと交流
の場」、「建築や芸術などに興味・関心を持つ次世代の担い手を育む
場」の3つの柱にまとめ、具体的な方向性を示しております。

1つ目の「磯崎新氏関係資料等の収集・調査・研究・公開の場」に
つきましては、「磯崎新氏関係資料等の収集・調査・研究・公開」、
「大分にゆかりのある近現代の建築・都市計画等の資料の収集・調
査・研究・公開」などを目指します。

2つ目の「幅広い世代の市民や研究者等が集う学びと交流の場」に
つきましては、「研究者等が滞在できる研究室の整備」、「幅広い世
代の市民と研究者等が学び・交流する場の整備」などを目指します。

3つ目の「建築や芸術などに興味・関心を持つ次世代の担い手を育む場」では、「次世代の担い手を育むイベント・ワークショップ等の場の確保」、「若手芸術家・建築家等の展覧会やイベント等の場の提供」を目指します。

次に「必要な機能と事業展開」及び「施設整備計画」につきましては、アートプラザを博物館、図書館、研究機関的機能を備えた複合交流施設として整備し、事業を展開することとしており、右図は複合交流施設としてのイメージを図示しているものでございます。

最後に、今後の予定につきましては、令和4年12月から令和5年1月までパブリックコメントを実施し、それを受け、2月には第2回新たな知の拠点整備概要策定検討委員会にて整備概要の最終案を協議する予定としております。

以上でございます。

教育長
委員

ご質問などございませんか。

以前アートプラザを視察させていただいた際、磯崎新先生は建築というイメージでしたが、今の説明によると、芸術のカテゴリーに入られるということのようでした。具体的にはどのような芸術をイメージされているのでしょうか。

美術振興課長

磯崎新氏本人が、建築だけではなく、思想、美術、デザイン、文化論、批評等多岐にわたる分野で活躍されておりますことから、建築に限定せず、大分に関する研究において大きな功績のある研究者等の支援を行う予定にしております。

教育長

芸術関係では、磯崎さんご自身の記述作品等も含まれるのでしょうか。

美術振興課長

現在、こちらにございますのは、建築模型や図面ということになりますので、それ以外の磯崎新氏の多様な活動に関連する資料を収集する予定でございます。

教育長

主に建築関係ということでしょうか。

美術振興課長

建築に限らず、都市計画なども含めた研究に関連する資料も収集する予定でございます。

教育長 若手芸術家とありますので、建築に限らず若手の方の芸術に関連する資料も収集するのでしょうか。

美術振興課長 現在アートプラザで行っている若手芸術家の支援も継続していく予定でございます。

教育長 現在もアートプラザは、展覧会や個展などを行っておりますが、今後も若手芸術家、建築家の展覧会イベント等の場を提供していくということによろしいのでしょうか。

美術振興課長 現在、アートプラザで担っております市民ギャラリーとしての貸館機能は、荷揚町小学校跡地複合公共施設内のコモンスペースに移ります。今後は、研究機関的機能の部分で研究者等のために研究室・発表の場所を整備し、そこでの調査・研究の成果を元にワークショップ等を開催することで、幅広い世代の市民が集う交流の場としたいと考えております。

教育長 他にご質問などございませんか。

委員 大分には県立の大きなホールなどもありますが、市内中心部に大分市が知の拠点としてこのような施設を設置するとお聞きしました。

市民の中には、建築分野に関わらず、パフォーミングアーツの分野などにも、自分の作品を発表する場のない若手の芸術家がたくさんいると思います。対象を建築分野に絞ってしまうとハードルが高いと感じるかもしれませんが、他の分野の芸術と組み合わせることで「じゃあちょっと行ってみようかな」や「ここで発表できるのであればがんばってみよう」と考えたりする若者もたくさんいると思います。

単に、資料を展示や所蔵するのではなく、施設を有効活用して相互作用を促していただければと思います。

教育長 ご意見ありがとうございました。他にご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 予定されていた報告事項は以上ですが、他に何かございませんか。

美術振興課長 (お知らせ)

「大分市美術館 1 2 月の特別展について」

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)
教育長 他に何かございませんか。
次長兼 12月の教育委員会の日程等につきまして調整をお願いいたします。
教育総務課長 12月21日水曜日午後3時から定例教育委員会を開催いたしますのでよろしくをお願いいたします。

その他の予定でございますが、11月29日火曜日の午前10時30分から議会棟4階全員協議会室にて第3回総合教育会議を、午後1時40分から南大分小学校にて第2回教育懇談会を開催いたしますので、よろしくをお願いいたします。

なお、本日の会議終了後は、連絡事項等がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

全委員 (了承)
教育長 他に何かございませんか。

全委員 (なしとの声)
教育長 これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後4時40分 閉会)